

ひとり親世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、**収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方**

2. 支給額

児童 1 人目	1 万円
児童 2 人目以降の加算額	3 千円

3. 給付金の支給手続き

給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

- ▶ 申請書必要事項などを記入して、必要書類とともに盛岡市の**窓口**に持参、または**郵送**でご提出ください。（申請期限：令和8年12月28日）
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して、指定口座に随時給付金を支給します。
- ▶ 申請書は盛岡市ホームページからダウンロードできます。
（広報ID：1052726）



■ 問い合わせ・申請先盛岡市役所
「ひとり親世帯物価高騰重点支援給付金支給事業（子ども青少年課内）」窓口

019-613-8354

020-0884
盛岡市神明町3番29号 盛岡市保健所4階
子ども青少年課 給付係



「盛岡市ひとり親世帯物価高騰重点支援給付金支給事業」の**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。